

搭乗手続き機器供用規程

(2025 年 6 月 11 日 営旅サ第 1023 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、成田国際空港株式会社（以下「会社」という。）が成田国際空港第 1 旅客ターミナルビル及び第 2 旅客ターミナルビルにおいて提供する、航空運送事業者等が国際線の航空旅客の搭乗手続きにて他の航空運送事業者等と共同で使用する C U P P S、C U S S、C U B D、その他関連するサーバー、ケーブル類等のネットワーク機器（以下「本件機器」という。）の供用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程で用いる主な用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「C U P P S」とは、Common Use Passenger Processing Systems の略称で、チェックインカウンター等に設置された機器等を含む、共用利用型旅客処理システムの総称をいう。
- (2) 「C U S S」とは、Common Use Self- Service の略称で、自動でチェックイン手続きを行う機械をいう。
- (3) 「C U B D」とは、Common Use self-Bag Drop の略称で、自動で受託手荷物の預入を行う機械をいう。
- (4) 「航空運送事業者等」とは、定期運航を行う航空運送事業者（以下「定期運航者」という。）、定期運航者以外の航空運送事業者及びその他の離着陸等施設を使用する者をいう。

(契約の成立及び内容の変更)

第 3 条 航空運送事業者等は、本規程の内容を承諾の上、成田国際空港第 1 旅客ターミナルビル及び第 2 旅客ターミナルビルにおける国際線の航空旅客の搭乗手続き（以下「搭乗手続き」という。）を行うことを目的として本件機器を使用するものとする。

2 会社は、本規程の内容を変更することができるものとする。

(その他提供内容)

第 4 条 会社は、本件機器の使用にあたり必要な消耗品を提供する。

(コモン案内要員)

第 5 条 航空運送事業者等は、会社と別途締結する事務委任契約に基づいて C U B D に関するコモン案内要員を配置するものとする。

(使用)

第6条 航空運送事業者等は、本件機器の使用にあたり、本規程及び会社が別に定める基準を遵守するものとする。

2 本件機器の使用にあたっては、航空運送事業者等は自己の費用と責任において、本件機器と航空運送事業者等のシステムとの接続をするものとする。

(使用料)

第7条 会社は、航空運送事業者等から本件機器の使用料（以下「使用料」という。）を本件機器の使用有無に関わらず申し受けるものとし、使用料の額は別紙1に定める単価に、会社が集計する当該月の各航空運送事業者等の国際線出発旅客数を乗じて算出した額とする。

2 前項の国際線出発旅客数は、会社が別に定める「国際線旅客サービス施設等料金に関する約款」に基づき航空運送事業者等に国際線旅客サービス施設使用料及び国際線旅客保安サービス料を請求する際に使用する出国旅客数及び乗り継ぎ旅客数（同約款第3条に基づき免除された旅客を除く）とする。

(使用料の支払い)

第8条 航空運送事業者等は、前条の使用料を、会社からの請求に基づき、会社が指定する期限までに日本国通貨で会社に支払わなければならない。ただし、本件機器を使用する航空運送事業者等が、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当する場合で会社の指定を受けたときは、期限の利益を失い、会社が集計する日毎の各航空運送事業者等の国際線出発旅客数を乗じて算出した額を、会社からの請求に基づき、遅滞なく支払わなければならない。

- (1) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てその他担保権の実行等の保全措置がとられたとき。
- (2) 破産、会社更生、民事再生、特別清算その他国内外におけるこれらに類する法的倒産手続開始の申立てがあったとき、清算手続に入ったとき又は銀行取引の停止処分を受けたとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき（法人にあたっては、その代表者がこれらの審判を受けたとき）。
- (4) 裁判所の命令その他の理由による管財人の選任があったとき。
- (5) 財務状況の悪化により、会社に対する債務の履行の遅滞その他債務の不履行があったとき又は債務の履行に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるとき。
- (6) 事業の停止命令があったとき又はその事業の許可が取り消されたとき。

2 定期運航者は、別に定めるところにより、保証金を預託するものとする。預託された保証金の取扱いについても同様に別に定めるところによるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、会社が定期運航者に対して使用料を前納させることができる場合及び期限の利益を喪失させることができる場合は、別に定めるところによる。
- 4 使用料には消費税及び地方消費税の額を加算するものとする。
- 5 会社は、航空運送事業者等が使用料に消費税及び地方消費税の額を加算した額の納入を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した延滞金を申し受ける。
- 6 使用料及び前項の延滞金に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(善管注意義務)

第9条 航空運送事業者等は、常に善良な管理者の注意をもって本件機器を使用しなければならない。

(禁止行為)

第10条 航空運送事業者等は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 本件機器を破損し又は汚損すること。
- (2) 会社の承認を受けないで、本件機器の現状を変更すること。
- (3) 本件機器を国際線の航空旅客以外の第三者に利用させ、又は本規程に基づく権利を譲渡し、若しくは担保に供すること。
- (4) 本件機器に商号、商標又は広告その他これらに類する表示をすること。
- (5) 本件機器を第3条に定める目的以外で使用する。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本件機器の管理上支障となる行為をすること。

(業務改善)

第11条 会社は、本件機器の使用に関し、運用上適切でないと判断した場合は、航空運送事業者等に対して業務改善を通知するものとする。

- 2 航空運送事業者等は、前項による通知を受けたときには、会社と協議の上、実務上可能な範囲で速やかに改善するものとする。

(使用の停止等)

第12条 会社は、航空運送事業者等が次の各号に掲げる事項に該当する場合は、本件機器の使用停止等の措置を取ることができる。ただし、会社が定期運航者に対し、本件機器の使用の停止措置を講ずることができる場合については、本条の規定のほか、別に定めるところによる。

- (1) 第10条に掲げる禁止行為のいずれかをした場合
- (2) 航空運送事業者等に第8条第1項に定める支払いの遅滞があった場合

- (3) 第8条第1項に掲げる事項のいずれかに該当する場合
- (4) 前条に定める業務改善の通知を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合

(供用の休止)

第13条 会社は、次の各号に掲げる場合は、本件機器の全部又は一部の供用を休止することができる。

- (1) 本件機器の保守上やむを得ない場合
- (2) 本件機器に破損又は故障等が生じ、又は生ずる恐れのある場合
- (3) 本件機器に修理又はその他の工事を施す場合
- (4) 保安上の必要がある場合
- (5) 天災その他不可抗力による場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、会社による施設管理上特に必要がある場合

(免責)

第14条 会社は、本件機器の全部又は一部の供用の休止により生じた航空運送事業者等の損害については、会社の責めに帰すべき明白な理由がある場合を除き、損害の責めを負わないものとする。なお、会社が賠償する場合の損害は、直接かつ現実に生じた通常の損害に限定する。

(損害賠償)

第15条 航空運送事業者等は、故意又は過失により、会社に損害を与えたときは、速やかにその旨を会社に通知するとともに、これによって生じた一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者損害)

第16条 航空運送事業者等は、本件機器の使用に関し、第三者に損害を与えたとき、又は、第三者との間で紛争を生じたときは、航空運送事業者等の責任と費用負担において対応するものとする。

(緊急時の協力)

第17条 会社及び航空運送事業者等は、本件機器の使用に関し、緊急を要する事態が発生した場合は、相互に協力し、当該事態の改善に努めるものとする。

附 則 (2025年6月11日 営旅サ第1023号)

この規程は、成田国際空港第1旅客ターミナルビルにおいては2025年7月1日から、成田国際空港第2旅客ターミナルビルにおいては2026年4月1日から施行する。

<別紙 1 >

搭乗手続き機器使用料

搭乗手続き機器使用料：154 円（税抜）（※1）／1 旅客（※2）

（※1）本規程第4条に基づき提供する消耗品及び第5条に基づき配置するコモン案内要員にかかる費用を含む。

（※2）当該旅客は会社が別途定める「国際線旅客サービス施設等料金に関する約款」に基づき航空運送事業者等に国際線旅客サービス施設使用料及び国際線旅客保安サービス料を請求する際に使用する出国旅客数及び乗り継ぎ旅客数（同約款第3条に基づき免除された旅客を除く）とする。